令和７年度第1回　公用車等売却（一般競争入札）実施要領

　北秋田市では、公用車等を一般競争入札により売却いたします。一般競争入札に参加される方は、次の事項をご承知のうえ参加してください。

１．車両一覧

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 車　種 | 型　式 | 年　式 | 最低売却価格（税抜き） | 車番 |
| 1 | 三菱　ローザ（マイクロバス） | PDG-BE63DG | 平成21年1月 | 50,000円 | 秋田200さ 965 |
| 2 | 日野　リエッセⅡ（マイクロバス） | SDG-XZB40M | 平成24年3月 | 50,000円 | 秋田200さ1204 |
| 3 | ダイハツ　カーゴ | LE-S330V | 平成18年11月 | 20,000円 | 秋田480た4451 |
| 4 | 三菱　ふそうキャンター（資機材搬送車） | PDG-FG83D | 平成22年2月 | 50,000円 | 秋田831ね 119 |
| 5 | 日野　平ボディトラック | KK-FX1JGDA | 平成12年4月 | 50,000円 | 秋田100さ1176 |
| 6 | ニイガタ　ロータリ除雪自動車（草刈り機付き） | NR322 | 平成4年10月 | 35,000円 | 秋田 99ま4353 |
| 7 | ニッサン　キャラバン | KR-VWME25 | 平成19年2月 | 30,000円 | 秋田400た5582 |
| 8 | ニッサン　アトラス（消防車） | L-BF22改 | 昭和59年9月 | 30,000円 | 秋　 88さ5410 |
| 9 | ダイハツ　ヴィーゴ | CBA-J210G | 平成22年7月 | 25,000円 | 秋田501た5357 |
| 10 | いすゞ　機動分団車 | U-NKS58GR改 | 平成3年12月 | 35,000円 | 秋田 88す2456 |

（保管場所：旧合川高校敷地）

２．売却条件

1. 入札への参加は、車両のいずれか又は複数となります。
2. 売買代金は、入札書に記載した金額に消費税相当額が加算された額となります。
3. 車両は保管場所から現状渡しになります。
4. 車両の引き取り及び登録又は解体処分・輸送等に係る費用については、全て落札者の負担になります。
5. 積載品を処分する場合は、関係法令等に基づき適正に処分してください。その際、廃棄処分・運送等に係る費用については、全て落札者の負担になります。
6. 車両の状況は、市での車両確認日現在のものであり、引き取り時の状況を保証するものではありません。なお、その他の車両の不具合等については、車両の公開において確認してください。

※詳しい車両の状況、動作確認は各自で確認して入札に参加してください。また、運搬方法も各自でご準備下さい。

1. 引き渡し後の不備や故障、隠れた瑕疵を発見しても市は一切責任を負いません。

３．入札参加資格

　　入札日当日に20歳に達している個人又は法人とします。但し、次に該当する方はこの入札に参加できないものとします。

　　　①　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当する方

　　　②　地方自治法第238条の３の規定に該当する方

　　　③　北秋田市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員に該当する方

　　　④　秋田県暴力団排除条例第10条及び11条に違反している事実がある方

　　　⑤　市税等を滞納している方

　　　⑥　入札参加申込書を提出していない者

４．入札参加申込方法等

（１）公用車売却（一般競争入札）実施要領の配布期間・配布場所は以下のとおりです。

　　ア　期　間　令和７年６月30日（月）から令和７年７月11日（金）まで

　　イ　時　間　9：00～17：00まで

　　ウ　場　所　北秋田市役所　本庁舎　財務部財政課管財係

　　　　　　　　※北秋田市のホームページからダウンロードできます。

（２）申込み受付期間等

　　ア　期　間　令和７年６月30日（月）から令和７年７月11日（金）まで

　　イ　時　間　9：00～17：00まで

　　ウ　場　所　北秋田市役所　本庁舎　財務部財政課管財係

　　エ　方　法　必要事項を記載の上、下記の必要書類を添えて持参してください。

（３）申込みに必要な書類

　　ア　個人の場合

　　　①公用車売却（一般競争入札）参加申込書【様式１】

　　　②住民票抄本

　　　③市税等の納付証明書

イ　法人の場合

　①公用車売却（一般競争入札）参加申込書【様式１】

　②現在事項全部証明書

　③市税等の納付証明書

④法人役員等に関する調書【様式２】

※証明書については、提出日より３ヶ月以内に発行されたものをご用意ください。

また、過去に北秋田市の公用車売却（一般競争入札）に参加された方の証明書については、写し可となります。

（４）質疑応答

　　入札に関して質問がある場合は、質問書【様式３】に内容を記入のうえ、ＦＡＸ又は電子メールにより提出してください。

　　ア　期　間　令和７年７月４日（金）から７月９日（水）　午後２時まで

　　イ　提　出　北秋田市役所　本庁舎　財務部財政課管財係

　　　　　　　　ＦＡＸ番号　0186-62-1131

　　　　　　　　電子メール　kanzai@city.kitaakita.akita.jp

　　ウ　回　答　入札参加申込者に対して、７月16日（水）までに回答いたします。

５．車両の公開

　　車両の公開を次のとおり実施します。

　　現車確認を希望する方は、７月３日（木）17：00までに北秋田市財政課管財係（0186-62-6603）へ電話で事前にご連絡ください。なお、無断で敷地内の立ち入りはご遠慮ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　保管場所 | 日　時 | 車両番号 |
| 旧合川高等学校正面玄関（北秋田市下杉字中島54-2） | 令和７年７月４日（金）　　AM10：00～11：00 | 番号１～10 |

※保管場所の詳細は、「保管場所位置図」をご確認ください。

６．入札必要書類の交付

　　入札に必要な以下の書類は、令和７年７月16日（水）までに郵送により交付します。

　　　①公用車売却（一般競争入札）参加資格確認書

　　　②入札書【様式４】

　　　③委任状【様式５】

７．入札方法

　　入札及び開札は、次の日時・場所で行います。

　　ア　日　　時　令和７年７月23日（水）

　　イ　時　　間　入札：午前10時00分から

　　　　　　　　　受付：入札開始時刻の15分前から

　　ウ　会　　場　北秋田市役所　第二庁舎　３階　大教室

　　エ　提出書類　以下のとおりです。

　　　　　　　　　①公用車売却（一般競争入札）参加資格確認書

　　　　　　　　　②入札書

　　　　　　　　　　※入札は所定の入札書【様式４】により行ってください。

　　　　　　　　　　※入札者の欄には、住所・氏名（法人の場合は名称及び代表者名）等を記入のうえ押印してください。

　　　　　　　　　　※金額の記入は、黒若しくは青のボールペン又はインクを使用してください。

　　　　　　　　　　※アラビア数字を用い、数字の先頭に「￥」を付けてください。

　　　　　　　　　　※代理人が入札するときは、委任状【様式５】を提出してください。

　　　　　　　　　③入札書提出用封筒

　　　　　　　　　　※入札書は、市販の定型封筒に入れて提出してください。

　　　　　　　　　　※封筒の大きさは、入札書を三つ折りにしてはいる程度の大きさの封筒を使用してください。

　　　　　　　　　　※封筒の表面には提出日と入札件名を記載し、封筒裏面のつなぎ目に入札者の印を押印し、封かんしてください。

　　　　　　　　　　　　　　【封筒記入例】

　　　　　　＜表面＞　　　　　　　　　　　　　　　＜裏面＞

㊞

㊞

（株）△△△△

　代表取締役 □□□□

令和●●年●●月●●日

　　公用車売却（一般競争入札）

　　　　　　　　　④委任状（代理の方が参加する場合のみ）

　　　　　　　　　　※代理の方が参加する場合は、受付時に提出してください。

８．落札者の決定

　　入札（開札）の結果、最低売却価格以上の価格であって最高の金額をもって入札した方を落札者に決定します。

　　なお、落札者となるべき同価格の入札者が２名以上あったときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

９．売買契約の締結

　　本市との契約は、落札者を決定した日の翌日から起算して７日以内に、市との間で契約を締結していただきます。

　　なお、落札者が正当な理由なく落札決定の日から契約締結期限までに契約を締結しない場合、落札は無効になります。

１０．売買代金の納入

　　売買代金は契約書に定める納入期限までに市が発行する納入通知書により一括納付してください。

１１．車両の引き取り

（１）車両は、売買代金の納入日から30日以内に引き取りをお願いします。また、引き取り予定日時を事前にご連絡ください。

（２）車両は現状渡しで、引き渡し後、隠れた瑕疵の発見や不測の事故が発生しても、市は一切の責任を負いません。なお、保管場所からの車両の搬出は、落札者の責任と負担で行ってください。

　　※落札者の責任において、令和７年８月30日までに保管場所から車両の搬出を行うこと。

１２．引き渡し後の手続き

（１）車両を解体処分する場合

　　①落札者は、その責任において車両の解体処分を行ってください。なお、抹消登録等の分かる書類及び解体処分報告書（任意様式）に解体状況が確認できる写真を添付し、車両引渡し後30日以内に提出してください。

（２）車両を登録する場合

　　①落札者は、一時登録抹消手続きを行い、手続き完了を証する書類を車両引渡し後30日以内に提出してください。

（３）その他

　　①抹消登録等に係る手続き、車両の運搬、再登録、解体処理、その他車両の引き渡し等に係る一切の費用は、落札者の負担とします。

　　②売却車両の市名等の表示は、落札者により抹消してください。また、抹消したことの分かる写真を提出してください。

　　③道路運送車両法第33条第１項に規定する譲渡証明書等は、落札者の請求に基づき交付します。

【入札に関する問い合わせ先】

　北秋田市役所　財務部財政課管財係　Tel　0186-62-6603

　　　　　　　　　　　　　　　　　　Fax　0186-62-1131